

古代紀伊国日高郡の条里と郡家

中野 栄治

古代における紀伊国の条里遺構の研究は、戦前、米倉二郎氏⁽¹⁾の概観があり、戦後は航空写真による地割の検出によって、紀の川流域の復原研究が進捗した⁽²⁾。しかし、南紀三郡のより正確な条里復原がまたれる現状である。そのうちでも比較的、広い平野を占める日高川・南部川流域について、条里の復原と、古代の郡家域について考察した。

日高の郡名は、八世紀に「飯高」⁽³⁾、「氷高評」⁽³⁾、一〇世紀の和名抄に「日高（比太可）」とある。

郡の境域は、日高川と南部川流域で、由良・衣奈を除いた現日高郡域にあたり、和名抄記載の六郷が存在した。うち財郷は、天平宝宇六（七六一）年の平城京木簡文書に「日高郡財郷」と初見される。郡の支配は、延暦四（七八五）年「紀ノ直吉足者紀伊国日高郡別里椅ノ家ノ長ノ公也」⁽⁵⁾とあり、紀伊では辺境にあり別の職が置かれた。やがて平安期には、大徳寺領高家庄、石清水八幡宮領園財・切目在のはか日高・印南・川上・南部庄が成立する。

一、日高川流域の条里型地割

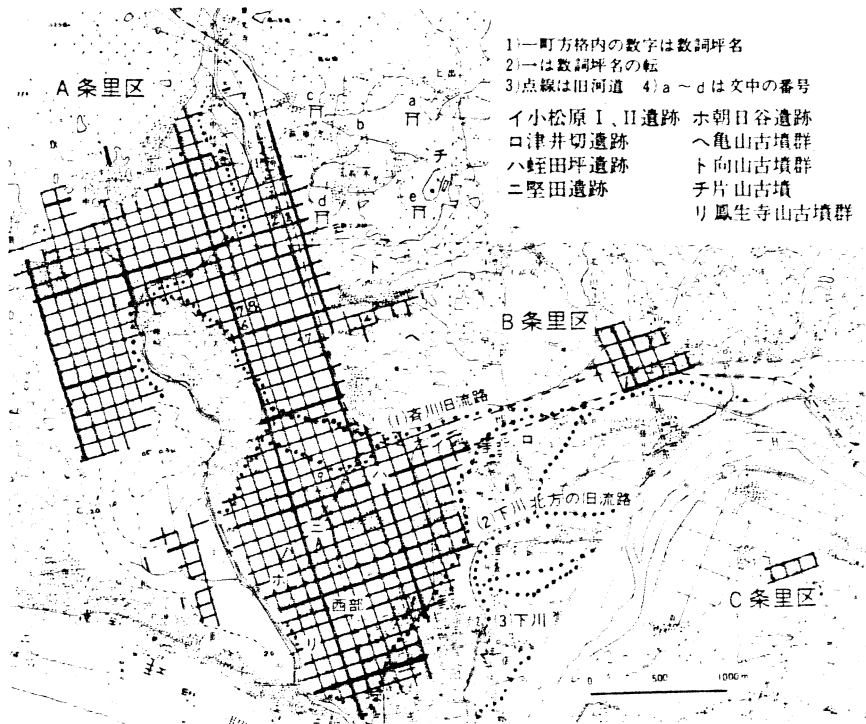


図1 日高川下流平野の条里制地割想定図

郡内でも最大規模の条里型地割をもつ日高川下流の三角州面について検討した。条里地割の検出は、日高町作製の二、五〇〇分ノ一および御坊市作製の三、〇〇〇分ノ一地図と地籍図上の小字名を検討し、また俗称地名の聴取調査を行なった。

まず条理型地割の分布は、図1のように阡陌方位から日高川北岸にA・Bの二条里区、南岸に小規模なC条里区を想定した。

A：御坊条里区は、N一五度Wの阡陌方位で、日高川下流平野の北部、日高町東光寺の扇状地から日高川河口への傾斜面の方向にそって地割がなされている。およそ南北四〇町、東西二三町の約四三〇町歩の条里面積の遺存が確認される。数詞坪名は、図1に記したように国鉄紀伊内原駅の南に、通称一ノ坪・二ノ坪の一町方格があり、北裏の東方に六ノ坪、七（シチャ坪）・八ヶ坪（南北二町にあたる）、西富安に四ノ坪、その西方に二七（ヒケ坪で七坪の転）が存在する。これらを手掛りに条（図）里界線を図のように想定した。これによると周辺の山麓を基準に条里地割が計画実施されたと考えられる。また坪呼称は、東南隅に始まる連続式となり紀ノ川下流域と同様と考えられる。

B：鐘巻条里区は、道成寺縁起にでるその名も鐘巻にN二度Wの方位をもつ一七町の小規模条里がある。日高川に傾斜する地形にそい阡陌方位がA条里区とは七度異なる条里プランである。しかし国鉄紀勢本線の南に、小字一ノ坪があり、これを西方に延長するとA条里区と六町間隔をおいて連続しているため、A・B条里区は阡陌方向に若干の相違はあっても連続させた条里であったと考えられる。

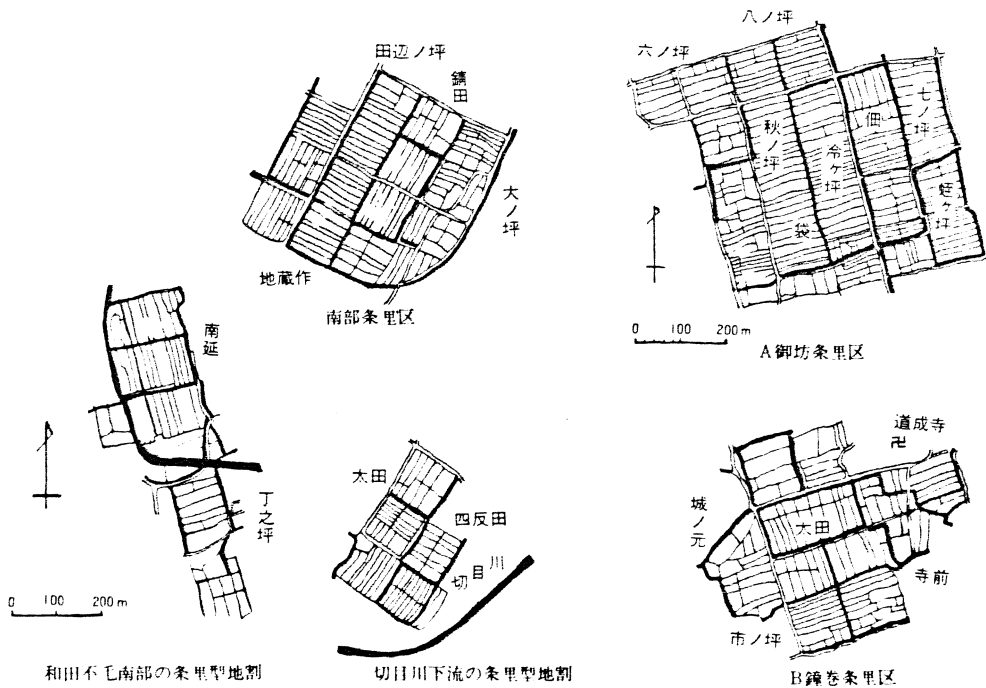


図2 日高郡の条里型地割

つぎに日高川南岸氾濫原にある野口集落は、新しい耕地地割が施行されているが、明治初年の御坊法務局所蔵の字限図では、御坊市下野口の小字井切・野尻・大谷口に、わずかながら条里型地割が存在しC野口条里区とした。これがA・B条里区との関連性は不詳である。

以上の三条里区の条里呼称は、文献資料をかき不明である。

つぎに一町方格内の地割型をみると、AおよびB条里区は、いずれも図2のように長地型地割を基調とし、半折型や変型をふくむものが多い。長地型は、紀伊では紀ノ川流域、なかでも下流域の氾濫原に卓越する。また一町方格の坪は、一辺一〇九メートルの一般的条里で、それより長短のある坪はみいだせなかつた。

いずれにせよ、これらの条里分布の歴史的背景をなす弥生時代以降の遺跡は、図1のイノホの遺跡、また周辺山地にみられるへくりを代表とする古墳群の存在が考えられるのである。

二、条里面の旧河道と低湿地の条里

日高川は、紀伊でも代表的な災害河川である。そのためすでに河道の変遷についても論ぜられてきたが、⁽⁶⁾条里型地割にも旧河道の痕跡を残している。

条里地割施行地の地形は、海拔二一〇メートルのため、日高川の乱流は平野一面にうける。いま航空写真を基礎に図1に旧河道を图示した。(1)齊川^{（ウツキ）}と(2)下川^{（シタ）}北方と(3)下川の三流路が条里施行後の乱流で、幅一〇〇メートル程度である。うち(3)下川が流れる小松原南方の旧流路については、建仁一（一一〇一）年、後鳥羽院熊野御幸

記に「小松原御宿（中路）此御所。有水路便宜。深淵構築所⁽⁷⁾とあり、小松原集落の南が深淵をなす川畔であった当時の様子がかがわれる。

しかし(1)・(2)の流路間にある財部郷⁽⁸⁾は弥生から古墳時代にかけての遺跡で、また安定した条里型地割の展開地域である。

一方、北よりそく西川は、中村より西、つまり扇状地より氾濫原に流下する部分に旧河道がみられるものその範囲も狭く大きな乱流はみられない。

つぎに日高川河口部の低湿地について検討する。

A条里区の西南部を占める美浜町和田は、煙樹ヶ浜の砂堆が西川をせきとめたバックマーシである。⁽⁹⁾通称「和田の不毛」といわれる。この低湿地の条里施行が、米倉氏は条里界線を全体に延長し、三坂氏⁽¹⁰⁾は、低湿地形で条里施行ができなかつたか、河川の氾濫による条里面の埋没、あるいは沈水を想定され、村高変化から享保一（一七二六）年に約一六〇町歩を算し、この頃すでに陸化しつつあったものと解されている。

今回、微地形や三〇〇分ノ一地図によって地割を再検討した。その結果、美浜町和田集落の北方、小字「丁之坪」を中心に、一町方格の南北線がA条里区の阡陌とほぼ一致する地割が図1のようにみられ、丁之坪に近接する小字大西・南延・沼田・後田にわたり一町内の地割が図2のように南北または東西の長地型を主体としている。

さてこの付近の条里型地割の分布範囲は、図1の海拔一・〇〇メートルの部分である。そして〇・九メートルの等高線（破線

で記入)より○・三メートルにかけては小字深田の地名のように最も低湿で、西川はこの窪地に流入し、常時湛水したと考えられる。もし一メートルの海進を仮定した場合、一メートル以下の部分は塩入荒田でありグリーン化し、一メートル以上の安定した部分も洪水時の湛水地域となるものの条里地割はいまに踏襲されたものと解される。日高郡付近の海面上昇が条里施行後、約一メートル程度であったとするならば、このことは首肯される。

三、日高郡家の位置比定

古代の紀伊における郡家の位置比定は未見である。いま日高郡の郡家を日高川北岸、現御坊市街の北に接する御坊市財部小字「西郡」(にしごおり)の地と想定したい。ここは海拔三メートルをはかる古代の財部郷で、条里の卓越地域である。

日高郡家の地を、図3のように西郡を中心とし、A・B・C・DまたはA'・B'・C'・D'点をつらねる方六町または八町域と仮定した。それには次の理由が考えられる。

- (1) 小字西郡は、郡家に関連する地名である。
- (2) 小字西郡の西に接する小字「北釜井戸・南釜井戸」は井戸の地名から郡衙の付属施設を想定させる。
- (3) 小字西郡の南、小字「宮ノ前・宮ノ後」は、現御坊市街西方の小竹神社の元宮である。社は日高一円の郷社で格式高く、祭神は菅田別命を主神とし、紀ノ道成朝臣と紀ノ国造の系譜をもち、里人は「元宮」・「元八幡」と伝えて⁽¹²⁾いる。

(4) 国府と同様に四隅に神社を配した場合、西郡を中心に方六町域

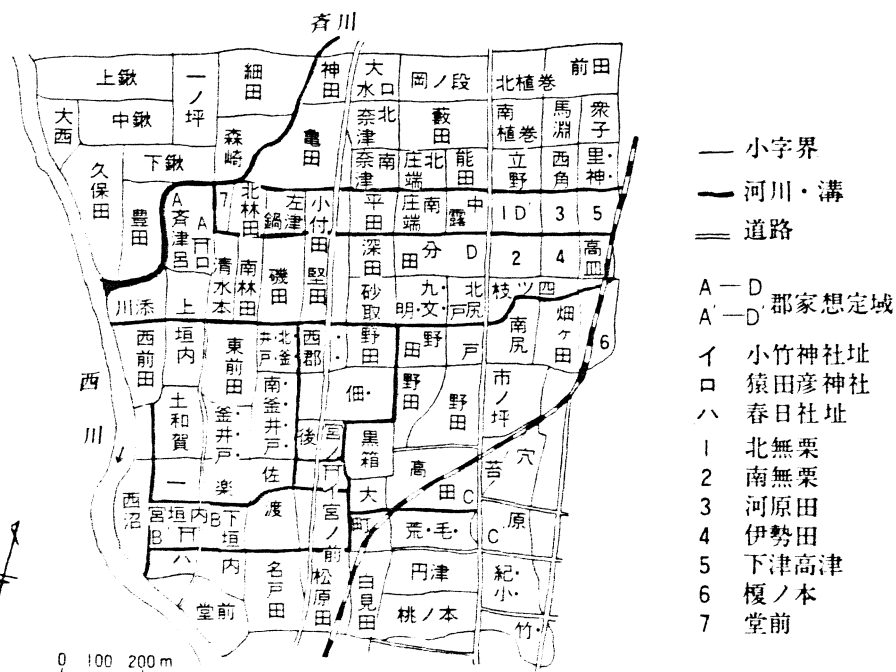


図3 日高郡家城の想定図

の西南隅に「宮垣内」の淨福寺の西が春日社址でいまは宅地である。また北西の「齊津呂」には猿田彦神社が現存する。南東に「紀小竹」なる神社名と同一の小字名があり、付近に「荒毛」(こうげ)郡家なる小字を検出した。しかし北東隅の小字「南無栗」付近にはそれらしきものがなく二町東に「里神」の地名がある。

(5)時代は下るが鎌倉期の建暦二(一一二二)年の後鳥羽院行下文にある蘭宝郷の四至に「西隅、田井船津出井」とあり、現在の田井すなわち齊津呂で、齊川が西川に流入する付近に「船津」が存在したと考えられる。ここが郡家の外港であったかは不明であるが、日高川がしばしば洪水で水量を増し港津としては不向で、支流の西川が水運に便であったと考えられる。

(6)日高郡家が方六町域つまり図3のA B C D点をつらねたものと仮定し、西川へ北東より流れる齊川が齊津呂の部分で直角に曲る人為的な流路と考えられる。齊津呂・齊川の地名は郡家の四至の守護神と関係があるように想われる。さてかかる場合、齊川の曲流部を郡家域の北西隅とするとA' B' C' D'の方八町域も想定される。これらの四周には溝渠があり郡家域の境界となる。この場合茶里界縁より西へ一町、北へ一町ずれる。いまは日高郡家域を西郡を中心とした方六町または八町域と仮定するにとどめたい。

なお「西郡」の地は、国道四二号線がその中央部を南北に盛土して建設されている。郡衙を方二町域とした場合、東側の小字「野田」と南側の「佃」をふくめた地がとれる。微地形から西郡の西の「北釜井戸」とは三〇センチ、南側の「佃」とも三〇センチ高く畑地である。ここが弥生式土器や須恵器の出土がある。これ以外は南海巴

ス会社など国道沿線への都市化で盛土され不明である。

この「西郡」の郡家想定地に対して、日高平野の北東部、紀勢本線紀伊内原駅の東、日高町荆木・萩原地区が、それより前代または後代の郡家域の疑いもある。ここは日高平野より高みの洪積台地上にある。まず図1(8)のように荆木の北東部に『紀伊続風土記』所載の石郡明神社址がある(14)。また中央部北より小字後岡(b)が存在し、神社を北東隅とした場合、方六町域の四隅には西北に小字宮本(八幡社c)、西南に小字宮本(若宮社d)、南東に弁財天(e)

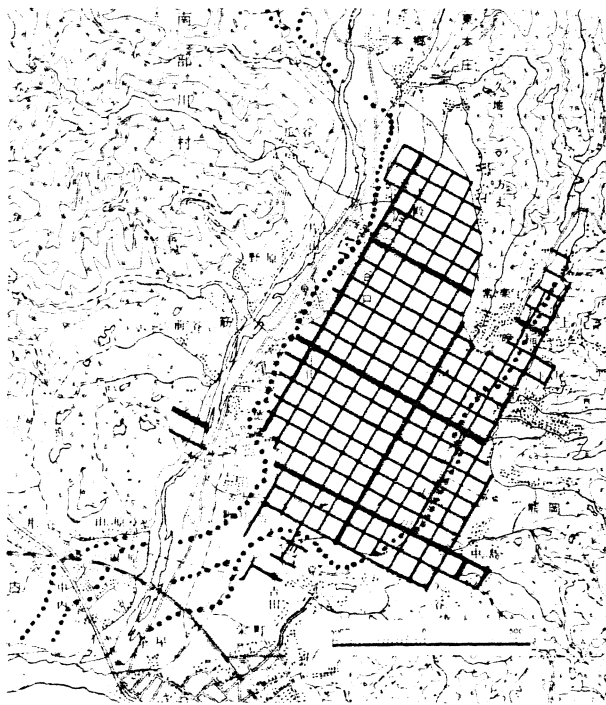


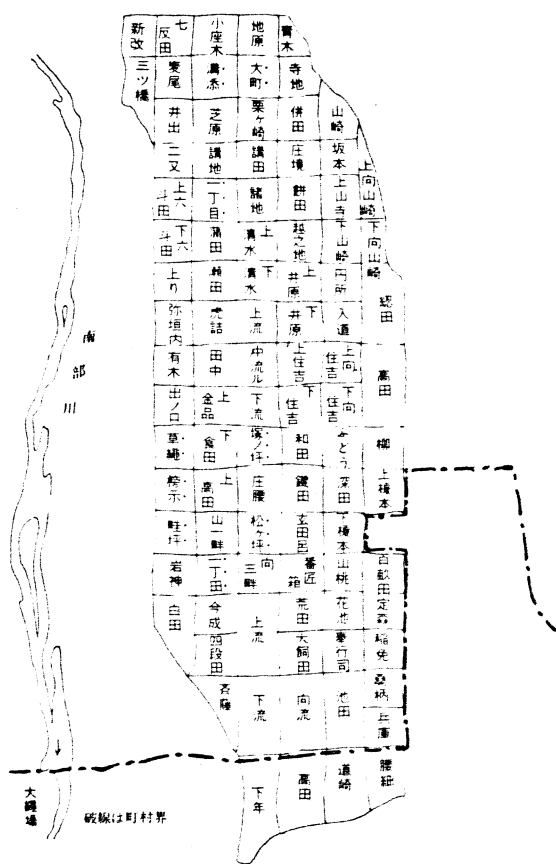
図4 南部川流域の条里型地割想定図(点線は旧河道)

がある。後世の熊野街道の交通路にそい郡家位置としても首肯できるが、実地踏査では古代の考古学的遺物や地名などにそれ以上の確証性はつかめず「西郡」に比し郡家想定に乏しい。

四、南部川および印南川・切目川流域の条理

南部川流域の条里は、数詞評名はかくが整然とした条里型地割が残存している。和名抄の南部郷に比定できる条里区である。

条里方向は図4のようにN三〇度Eをとり、南部川と平行し南部平野の輪郭と傾斜に合致した条里を施行している。条里地割の攪乱は図4のように南部川上流の西本庄で湾曲し、南部川東岸の自然堤防にそうものと、平野東方を南下する古川ぞいにみられる。南部川



(破線は町村界)

図5 南部川下流の1町方格内の小字名

下流には条里型地割は検出できず、小字名も「浜通り・松原」などがある。つぎに坪名を検したが、図5のように南部川村で「森坪・西ヶ塚・松ヶ坪・塚一坪・町ヶ坪・

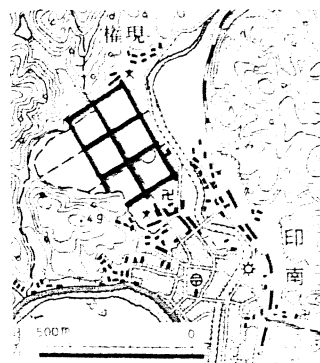


図6 印南川の条里想定図

一丁田・草繩・榜示・溝添・大繩場」、南部町で「町ヶ坪・大坪・田辺ヶ坪」の固有名詞で、数詞評名が遺存せず条里界線の復原は困難である。かりに条里界線が後代の行政界線に踏襲されたと仮定した場合、南部町と南部川村界をみると南部川村の草繩・榜示の小字が条里界線の角にあたる。また南北流する古川を条里界線にとると西へ六町いった南北の流路、そして西方が南部川に当たり南部川西岸の小字大繩場が条里の角にあたる。町村界（大字界）と古川をとるとで東西に三町のずれがあり、数詞評名のない現在では判断し難い。条里呼称も古文獻なく手掛りはない。

坪内地割は、図2のように長地型またはその変型である。一方、岩代川下流では、航空写真や地籍図よりみて条里型地割は

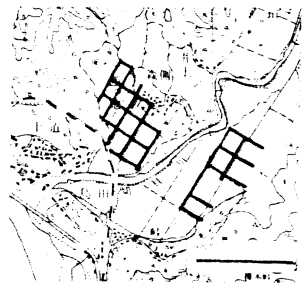


図7 切目川の条里地割想定図

存在する。

注

みとめられず、小字名から東岩代に「傍示尾」、西岩代に「石ケ坪・尾ケ坪」を検したが、前者は山地で後者は条里型地割ではない。つぎに日高郡印南町の印南川下流と、その南の切目川下流についてみる。ここは大正五(一九一六)年に完成された耕地整理事業で新しい地割に変貌している⁽¹⁵⁾。現在の地形図や現地役場の地籍図はすべて新区画である。幸い御坊市の地方事務局所蔵の字限図の裏面に明治初年のものが保存されており、これらから図6・7のように両下流にわずかながら条里型地割の存在を知るのである。

もとより阡陌方位は不正確で、ほぼ北をさすが、いずれも河川の流路にそった地割であり、長地型または変型である。

印南川下流は大字印南小字三代・梅ケ坪の地名をもち、六町域ほどの地割が、また切目川下流は、大字西ノ地小字四反田・太田など、その対岸の大字島田小字中ノ坪・柳ノ坪をふくめ一五町域の地割が

- (1) 米倉二郎「紀伊に於ける班田の遺構」『和歌山高商六十五周年記念論文集』一九三七、四〇六〜四〇七頁
- (2) 藤岡謙二郎編『日本歴史地理総説』古代編、吉川弘文館、一九七五、一一六頁

- (3) 『国史大系』『続日本紀』前編一八頁、後編三〇一頁

- (4) 『平安遺文』一〇八三。海部郡字衣奈園とある。

- (5) 『日本靈異記』下巻、第三三

- (6) 三坂広介「歴史時代における日高川下流域平野の発達」『立命館文学』三二四号、一九七二

- (7) 『大日本史料』第四編之七、一五九頁

- (8) 和歌山県教育委員会『和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図』

一九七四

- (9) 前掲(丁)四〇六頁

- (10) 前掲(6)一四六〜一四八頁

- (11) 野田三郎「日高郡に於ける地盤隆起の一考察」(プリント)

一〇頁

- (12) 和歌山県神社寺院明細帳景印一四、日高郡

- (13) 『平安遺文』四〇二二

- (14) 仁井田好古「紀伊統風土記」第二卷、歴史図書社、一九七〇、

四七〇頁

- (15) 山本賢「切目誌料」年表、一九七〇